

店頭バイナリーオプション取引に関する事前説明書対比表

平成 30 年 5 月 21 日
(青字部分は追加、~~青字~~部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
<p>店頭バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について</p> <p>10. 当社では、お客様からのご注文を受託した場合、当該注文に呼応するカバー取引を次の業者と行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● OCBC証券 (OCBC Securities Private Limited) 証券業 / シンガポール金融管理庁及びシンガポール取引所 <p><省略></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社三菱東京UFJ銀行(The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.) 銀行業 / 日本金融庁 ● ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(The Royal Bank of Scotland plc) 銀行業 / 英国ブルーデンス規制機構および英国金融行為監督機構 	<p>店頭バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について</p> <p>10. 当社では、お客様からのご注文を受託した場合、当該注文に呼応するカバー取引を次の業者と行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● OCBC証券 (OCBC Securities Private Limited) 証券業 / シンガポール金融管理庁及びシンガポール取引所 <p><以下、省略></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社三菱東京UFJ銀行(The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.MUFG Bank, Ltd.) 銀行業 / 日本金融庁 ● ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(The Royal Bank of Scotland plc)ナットウエスト・マーケッツ・ピーエルシー(NatWest Markets Plc) 銀行業 / 英国ブルーデンス規制機構および英国金融行為監督機構
<p>店頭バイナリーオプション取引行為に関する禁止行為</p> <p>1. 金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方としたオプション取引、又は顧客のためにオプション取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭バイナリーオプション取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。</p> <p>(1)店頭バイナリーオプション取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭バイナリーオプション取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</p> <p>(2)顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭バイナリーオプション取引契約（以下、「オプション取引契約」といいます。）の締結を勧誘する行為</p> <p>(3)オプション取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、オプション取引契約の締結の勧誘をする行為〔ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の店頭外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。〕</p> <p>(4)オプション取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで</p>	<p>店頭バイナリーオプション取引行為に関する禁止行為</p> <p>1金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方としたオプション取引、又は顧客のためにオプション取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭バイナリーオプション取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。</p> <p>(1)店頭バイナリーオプション取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭バイナリーオプション取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</p> <p>(2)顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭バイナリーオプション取引契約（以下、「オプション取引契約」といいます。）の締結を勧誘する行為</p> <p>(3)オプション取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、オプション取引契約の締結の勧誘をする行為〔ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の店頭外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。〕</p> <p>(4)オプション取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで</p>

勧誘をする行為

(5) オプション取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該オプション取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為又は勧誘を受けた顧客が当該オプション取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

(6) オプション取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

(7) オプション取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

(8) オプション取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

(9) オプション取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

(10) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及びオプション取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと

(11) オプション取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

(12) オプション取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約束し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）

(13) オプション取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

(14) オプション取引契約に基づく店頭バイナリーオプション取引行為をすることその他の当該オプション取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為

(15) オプション取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

(16) オプション取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該オプション取引契約の締結を勧誘する行為

勧誘をする行為

(5) オプション取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該オプション取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為又は勧誘を受けた顧客が当該オプション取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

(6) オプション取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

(7) オプション取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

(8) オプション取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

(9) オプション取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

(10) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及びオプション取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと

(11) オプション取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

(12) オプション取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約束し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）

(13) オプション取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

(14) オプション取引契約に基づく店頭バイナリーオプション取引行為をすることその他の当該オプション取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為

(15) オプション取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

(16) オプション取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該オプション取引契約の締結を勧誘する行為

(17)あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算によりオプション取引をする行為

(18)個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みません。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客のオプション取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的としてオプション取引をする行為

(19)店頭バイナリーオプション取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

(20)店頭バイナリーオプション取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

(21)顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

(22)顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）

(23)顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

2. お客様は、金融商品取引法により、次の行為が禁止されていますので、ご注意ください。

(1)金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記(7)の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

(2)金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記(8)の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

(17)あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算によりオプション取引をする行為

(18)個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みません。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客のオプション取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的としてオプション取引をする行為

(19)店頭バイナリーオプション取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

(20)店頭バイナリーオプション取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う~~店頭外国為替証拠金オプション取引の売付又は買付~~と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

(21)顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

(22)顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）

(23)顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

~~2. お客様は、金融商品取引法により、次の行為が禁止されていますので、ご注意ください。~~

~~(1)金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記(7)の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）~~

~~(2)金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記(8)の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）~~

<p>(3)金融商品取引業者等又は第三者から、上記(9)の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前2号の約束による場合であって当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）</p>	<p>(9)金融商品取引業者等又は第三者から、上記(9)の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前2号の約束による場合であって当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）</p>
<p>平成 29 年 8 月 21 日現在</p>	<p>平成 30 年 5 月 21 日</p>